



## 【確定給付企業年金】 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴う規約変更について (年金数理人の押印省略について)

■ 「[デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律](#)」の成立に伴い申請書類等に添付する年金数理に関する確認書類<sup>(※)</sup>への年金数理人の署名押印が不要となり、記名へ変更されます。(同法第22条第2号の適用)

■ これに伴い全ての確定給付企業年金において規約変更が必要となりますので、当該規約変更に係る行政宛手続きについてご案内いたします。

(※) 規約変更時の申請書類及び決算報告書に添付する年金数理人の署名押印をした書類(以下「数理関係書類」と言います)。

規約変更の概要および手続等は以下のとおりです。

### I. 内容

法改正により数理関係書類への年金数理人の署名押印が不要となり、記名(印字)となります。現在、DB規約において数理関係書類への「署名押印」が必要であることを定めていることから、これを「記名」に改める規約変更が必要となります。

### II. 対象制度

全DB制度

### III. 施行日

2021年9月1日

なお、次回規約変更時等に併せて実施することも可能である旨、厚生労働省宛確認済みです。

#### IV. 規約変更に係る基金内・社内手続き

基金型：代議員会の議決。緊急を要する場合は理事長専決も可

規約型：規約変更に係る同意（労働組合の同意又は過半数代表者の同意）は不要

#### V. 規約変更に係る行政宛手続き

- ・届出不要（規則第7条第1項第13号に該当）
- ・当規約変更にかかる数理関係書類の添付は不要

#### VI. 規約例

厚生労働省に確認したものをご案内いたします。現時点では「概ね認識どおり」との回答を得ておりますが、正式には事務連絡にて示される見込みです。そのため、今回ご案内する規約例と内容が異なる可能性がございますので、事務連絡の発出後に規約変更手続きを行うことで差し支えありません。

<基金型>

[https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20210623kiyakurei\\_kikin.docx](https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20210623kiyakurei_kikin.docx)

<規約型>

[https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20210623kiyakurei\\_kiyaku.docx](https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20210623kiyakurei_kiyaku.docx)

#### VII. 補足

規約変更手続きが未了である場合においても、2021年9月1日以降に地方厚生局宛に提出する書類から、年金数理人の署名押印に代えて記名とする取扱いが可能です。

また、2021年9月1日以降も引き続き、記名ではなく署名押印とする取扱いも可能です。

#### ■（ご参考）本件に関する通知

##### 通知

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について（通知）  
（令和3年5月19日 年発0519 第3号）

<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20210519tuchi.pdf>

以 上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-5404-3063